

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・秋田弁護士会主催

# 全国一斉生活保護ホットライン

## — 弁護士による **無料電話相談** —

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。
  - ・申請書がもらえない。
  - ・次の理由により申請が受け付けられない。
    - 住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、自動車がある、65歳までは働ける、別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
  - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
    - 「保護費を返してください」
    - 「辞退届を書いてください」
    - 「住宅扶助の基準が変わったので、安いところに転居しなさい」
    - 「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」
  - ・保護費を“天引き”されている。
  - ・保護費が下がって、生活していけない。
  - ・ジェネリック（後発医薬品）の薬を使うよう強制されている。
- 相談料・電話代はかかりません。下記の電話番号は、12月17日のみ有効です。  
下記時間内は、原則として秋田県に在住の方は秋田弁護士会の特設電話につながります。午後3時過ぎから午後10時までは、相談を実施している県外の弁護士会へつながります。



ひんこんは なくす

# 0120-158-794

## 12月17日（火）10:00～15:00

**お問い合わせ先 018-862-3770（秋田弁護士会）**

※秋田弁護士会以外の実施案内は、日本弁護士連合会のホームページでご確認ください。  
回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。